

2015年  
10月1日  
設立

MANAVIS  
COSME  
10<sup>th</sup>  
Anniversary

# 一般財団法人 マナビス会 を設立しました

2015年10月1日、マナビスグループは、  
「一般財団法人 マナビス会」を設立致しましたのでご報告致します。

設立  
趣旨

えにし  
「縁」があって信頼関係を結ぶ皆さまへ

マナビス化粧品は、皆さまのおかげで設立10周年を迎えることができました。

10年という長い年月の間、会社を支えてくださったマナビス・スキンケア・クラブの皆さまが辛い状況に遭ったとき、「会社が何かお役に立てないか」と常々考えておりました。マナビスのネットワークの特性を生かし、他社ではできないと自負できるものを作り上げたい。その願いを「一般財団法人 マナビス会」を通じて実現できると信じ、この度設立する運びとなりました。今後は「縁」を大切にするマナビスのネットワークの特性を生かし、会員の皆さま同士が10日に一度はお会いするシステムを構築していきます。

財団の  
目的

会員の皆さまの孤立死・孤独死を防止するために

ネットワークビジネス従事者たる会員の皆さまに対する福利厚生事業の実施により、ネットワークビジネスの原点としての老後の安心と福祉の増進をはかることで、孤立死・孤独死防止の一助とし、特定の商取引に関する法律、その他関係諸法令の遵守及びネットワークビジネスの健全な発展に寄与することを目的とします。

活動  
内容

要介護者への給付事業が柱です

「一般財団法人 マナビス会」の柱となる事業は、マナビス・スキンケア・クラブの会員さまのうち、一定の要件を満たし本財団に入会された皆さまが、万が一病気や怪我、加齢等によって要介護状態になってしまわれたときに、財団から一定の金額を支給する給付事業です。

財団の  
財源

マナビスグループ3社(株式会社マナビス、株式会社マナビス化粧品、匠ホールディングス株式会社)及び兼子保夫氏(マナビスグループ相談役)からの寄付を財源としております。

## 財団概要

名称	一般財団法人 マナビス会	理事会	代表理事	飯田 潤 / 弁護士法人飯田綜合法律事務所	弁護士
設立年月日	2015年10月1日		理事	北 勝 / 一般社団法人中央政策研究所	理事
所在地	東京都中央区京橋3-9-8 京橋白伝ビル5階 弁護士法人 飯田綜合法律事務所内		理事	田上 豊 / マナビス・スキンケア・クラブ	グランドブラネット
			理事	高田 貴美栄 / マナビス・スキンケア・クラブ	グランドブラネット
			理事	橋 重子 / マナビス・スキンケア・クラブ	グランドブラネット
			理事	兼子 慎一 / 株式会社マナビス化粧品	取締役
			理事	田中 若菜 / 株式会社マナビス化粧品	取締役
			監事	西村 由美子 / 弁護士法人飯田綜合法律事務所	弁護士